五島市介護福祉士養成校及び福祉系高等学校等修学生への奨学金等支給支援事業補助金交付要領

（令和５年７月３１日決裁）
（令和６年１２月１日決裁）

（目的）

第１　この要領は、介護福祉士養成施設及び福祉系高等学校等（以下、「介護福祉士養成施設等」という。）で介護福祉士の資格取得を目指す修学生の修学期間中の支援を図り、将来当該修学生を介護の専門職として雇用しようとする介護サービス事業所又は当該事業所を運営する者（以下、「介護サービス事業所等」という。）の負担を軽減することで、介護サービス事業所等の修学生に対する奨学金の新設、拡大を促進するため、修学生に奨学金等の支援を行う介護サービス事業所等の取組に対し、予算の範囲内において、介護福祉士養成校及び福祉系高等学校等修学生への奨学金等支給支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、五島市社会福祉法人に対する助成条例（平成16年五島市条例第83号。以下「条例」という。）、五島市社会福祉法人に対する助成条例施行規則（平成16年五島市規則第54号）及び五島市補助金等交付規則（平成16年五島市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（定義）

第２　この要領において、介護サービス事業所とは、長崎県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第60号）、長崎県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第61号）、長崎県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第62号）、長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第63号）、長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第64号）、長崎県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例

第65号）、長崎県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第66号）、長崎県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第67号）、長崎県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年長崎県条例第18号）、五島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準等に関する条例（平成30年五島市条例第10号）、五島市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成26年五島市条例第47号）、五島市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（平成25年五島市条例第12号）及び五島市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成25年五島市条例第13号）において規定する基準を満たすものとして長崎県又は五島市から指定を受け、五島市内において介護サービスを提供する事業所をいう。

（補助の対象事業、補助額等）

第３　補助金の交付の対象となる事業、補助対象経費、その補助額等は別表に定めるとおりとする。

２　修学生が介護福祉士修学資金貸付事業等の類似する他の国又は地方公共団体による補助事業を受けている場合は、本事業の対象としない。ただし、それらの国又は地方公共団体による補助事業で生活費の支給を受けず、本事業で介護福祉士養成施設等における生活費の支給を利用するなど、本事業と他制度が重複しない場合は、その重複しない範囲において本事業の対象とする。

（補助金交付対象者）

第４　補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、介護サービス事業所を経営する者であって、介護福祉士養成施設（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する専修学校に限る。）または福祉系高等学校等（文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校。）で介護福祉士の資格取得を目指す修学生の修学

期間中の支援を図り、当該修学生を卒業後３年間以上介護の専門職として雇用しようとするものとする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付の対象としないものとする。

(1) 市税等を滞納している者

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成３年法律第77 号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）がその事業を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、市長が不適格であると認める者

(3) その他市長が適当でないと認める者

（申請書の提出期限）

第５　規則第４条の規定による申請書の提出期限は別に定める。

（申請書に添付すべき書類）

第６　条例第２条第２号、規則第４条の規定により申請書に添付すべき書類の様式は、次のとおりとする。

(1) 経費所要額調（様式第１号）

(2) 事業計画書（様式第２号）

(3) 収支予算書（様式第３号）

(4) 滞納のない証明書等

(5) 暴力団排除に係る誓約書（様式第４号）

(6) 補助対象者と修学生の間で締結する奨学金に関する契約書の写し

(7) 奨学金等支給規程

(8) 在留カードの写し（修学生が外国人である場合に限る。）

(9) 該当する修学生が介護福祉士養成施設等に在籍していること、又は在籍することが確定していることが確認できる書類

(10) 他の制度との併給をしないことの誓約書（様式第５号）

(11) 理由書（社会福祉法人に限る。）

(12) 財産目録及び貸借対照表（社会福祉法人に限る。）

(13) その他市長が必要と認める書類

（申請の取下げのできる期限）

第７　規則第８条第１項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して２０日を経過した日とする。

（変更の承認）

第８　規則第１１条第２項第１号の規定による変更の承認を受けようとするときは、介護福祉士養成校及び福祉系高等学校等修学生への奨学金等支給支援事業補助金変更交付申請書（様式第６号）を、次の書類を添付して提出して行うものとする。

(1) 経費所要額調（様式第１号）

(2) 変更計画書（様式７号）

(3) 変更収支予算書（様式第８号）

(4) その他市長が必要と認める書類

２　規則第１１条第２項第１号の別に定める軽微な変更は、補助額の変更及び事業内容の大幅な変更を伴わない事業計画の変更とする。

（実績報告）

第９　規則第１３条第１項の規定による実績報告は、補助事業等が完了した日（補助事業等の廃止の承認を受けた日を含む。）から起算して１月を経過した日又は補助事業が完了した日の属する市の会計年度の３月３１日のいずれか早い期日までに行うものとする。

２　規則第１３条第１項の規定による実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 経費精算額調（様式第９号）

(2) 事業実施結果報告書（様式第１０号）

(3) 収支精算書（様式第１１号）

(4) 在留カードの写し（修学生が外国人である場合に限る。）

(5) 修学生へ奨学金等を支給した明細書の写し

(6) 修学生への奨学金の支給を確認できる書類

(7) 介護福祉士養成施設等を卒業した場合は、そのことを証する書類

(8) 介護福祉士養成施設等に在籍中の場合は、そのことを証する書類

(9) 介護福祉士養成施設等を退学・休学している場合は、そのことを証する書類

(10) 介護福祉士養成施設等の修学期間最終年度にあっては､介護福祉士国家試験受験を確認できる書類

(11) その他市長が必要と認める書類

３　修学生が卒業後に介護サービス事業所等において介護業務に従事を始めたとき、及び当該従事を始めた日から３年が経ったとき、又は従事をしないことになったとき、若しくは従事を始めた日から３年以内に従事をしなくなったときは、それぞれの事実があった日から１か月以内に、当該事実を証する書類を市へ提出し、当該事実を報告しなければならない。

（補助金の返還）

第１０ 介護サービス事業所等が外国人留学生に奨学金を支給した額について､卒業後に当該介護サービス事業所等において介護業務に従事しない等の事情により、外国人留学生に奨学金の返済を求める場合にあっては、市から交付された補助金の額を除いて返済させ、市への補助金返還は生じないものとする。

２　介護サービス事業所等が日本人修学生に奨学金を支給した額について、当該日本人修学生が、卒業後、奨学金を支給した介護サービス事業所へ３年間以上介護の専門職として従事しないときは、交付された補助金の額に返還率（卒業後従事した月数（１か月に満たない月は含まない。）を３６で割って得た数を１から引いて得た数をいう。）を掛けて得た額（その額に１円未満の端数が生じた場合には、これを切り上げた額）を市へ返還しなければならない。ただし、当該修学生が卒業後に病気等の真にやむを得ないと市長が認める事由により３年以上の従事ができなかった場合を除く。

（補則）

第１１　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要領は、令和５年８月１日から施行し、令和６年度に係る補助金から適用する。

附　則

この要領は、令和６年１２月　　日から施行し、令和７年度に係る補助金から適用する。ただし、令和６年度に交付決定したものについては、なお従前の例による。

別表（第３関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助基準額	補助額	補助対象期間
介護福祉士資格の取得を目指し、介護福祉士養成施設等の卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある修学生に対し、生活費を奨学金として支給する事業	生活費	1人あたり 年額 480,000円以内	修学生へ給付する補助対象経費の額と補助基準額とを比較して、いずれか少ない額の３／４以内の額。（この額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）	介護福祉士養成施設等に在学する期間。 ただし、病気等の真にやむを得ないと実施主体の長が認める事由により留年した期間については補助対象期間に加えることができる。